

経営再建中の建設業者に係る入札参加資格の再認定取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、中井町契約規則（昭和53年中井町規則第2号。以下「規則」という。）第5条（第30条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、工事の請負に係る入札参加資格の認定を取り消す要件に該当する者のうち、経営再建中の建設業者に係る競争入札参加資格の再認定に関し必要な事項について定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 経営再建中の建設業者とは、会社更生法（平成14年法律第154号）第41条に基づく会社更生手続開始の決定を受けた者（以下「更生会社」という。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）第33条に基づく民事再生手続開始の決定を受けた者（以下「再生会社」という。）で、会社更生法の規定に基づく更生手続が終了していない者又は民事再生法の規定に基づく再生手続が終了していない者をいう。

(申請時期)

第3条 更生会社又は再生会社は、更生手続開始の決定があったとき又は再生手続開始の決定があったときは、再認定の申請を行うことができる。

(申請手続)

第4条 更生会社又は再生会社は、前条の規定に基づき再認定の申請を行う場合は、入札参加資格再認定申請書（第1号様式）に次に掲げる区分に応じ、当該各号に定める必要書類を添付して町長へ申請しなければならない。

(1) 更生会社

- ア 更生手続開始の決定を証する書面の写し
- イ 更生手続開始決定日を審査基準日とする経営事項審査結果通知書の写し
- ウ 商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書）
- エ その他町長が必要と認める書類

(2) 再生会社

- ア 再生手続開始の決定を証する書面の写し
- イ 再生手続開始決定日を審査基準日とする経営事項審査結果通知書の写し
- ウ 商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書）
- エ その他町長が必要と認める書類

2 前項の申請を行った者は、申請後に会社更生法第199条及び第200条に基づく更生計画の認可（以下「更生計画認可」という。）又は民事再生法第174条及び第174条の2の規定に基づく再生計画の認可（以下「再生計画認可」という。）があった場合には、速やかに更生計画認可又は再生計画認可を証する書面の写し及び認可を受けた更生計画又は再生計画の写しを町長へ提出しなければならない。

(競争入札参加資格の再認定)

第5条 町長は、前条第1項の規定により提出された入札参加資格再認定申請書を規則第3条（第30条の規定により準用する場合を含む。）の規定により定める資格要件により審査し、再認定を行うものとする。

(再認定の有効期間)

第6条 前条の規定により再認定された競争入札参加資格の有効期間は、規則第5条の規定により取り消した認定の有効期間とする。

(結果の通知等)

第7条 町長は、第5条の規定により再認定を行ったときは、申請者に入札参加資格認定通知書(第2号様式)により通知するものとする。

(報告)

第8条 第5条の規定により再認定を受けた者は、更生計画認可又は再生計画認可までの間、その手続の進ちよく状況について、定期的に町長へ報告しなければならない。

(その他)

第9条 この要領に定めるほか、入札参加資格の再認定について必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

入札参加資格再認定申請書

平成 年 月 日

中井町長 殿

所在地
(申請者) 商号又は名称
(フリガナ)
代表者氏名

印

会社更生法 更生
民事再生法 に基づく平成 年 月 日付け 再生 手続開始決定があったので、

次のとおりこれに係る入札参加資格の認定を受けたく関係書類を添えて申請します。

1. 認定番号
2. 審査基準日
3. 申請種目
4. その他

備考 「4. その他」は、受任者等に変更がある場合に記載し、添付書類は現認定時における申請に必要な書類を準用すること。

平成 年 月 日

所在地

商号又は名称

代表者氏名

中井町長 尾 上 信 一

入札参加資格認定通知書

平成 年 月 日付けで申請のあった入札参加資格の再認定について、次のとおり認定したので通知します。

なお、従前の認定は取り消しましたので念のため申し添えます。

1. 認定番号
2. 有効期限
3. 認定業種、種目

業種区分（工事）				
種 目 名	等級	経 審	主 観	総 合